

裁判所ではなく裁判官ポストに注目する

——地裁・家裁の部総括判事ポストをめぐる検討

西川伸一
Nishikawa
Shin-ichi

はじめに

法廷で裁判官が用いる一人称は「裁判所」である。「私」ないし「私たち」という一人称は

裁判官の口から出ることはない。私は二〇〇三年に民事裁判の被告となった。東京地裁で同年五月二十九日に開かれた第一回口頭弁論で、私が一番違和感を抱いたのは裁判長のこの一人称であった。「あなたが裁判所のですか」と心の中で反発した。とはいえ、これは訴訟法上は正しい言い方である。「裁判所の語は、各個の事件について裁判権を行使する合議制又は単独制の裁判官を指すのに用いられる」(「法律学小辞典」)と定義される。

一方で、裁判官も当然ながら一人の人間であり固有の存在である。裁判官個々が就くポストに注目することで裁判所への理解はより深まるのではないか。こう考えて私は幹部裁判官の人事などについて研究してきた。具体的には、西川(二〇二〇A)で最高裁判官、高裁長

官、地家裁所長、最高裁事務総局幹部の、西川(二〇二〇B)で高裁の部総括判事の各ポストにつき「個性」を説明してきた。本稿はこれらの続編として、地裁・家裁の部総括判事ポストをめぐる検討を行う。

実は部総括判事は私たちにとって一番「身近な」裁判官である。というのも、注目の判決が言い渡されると、必ず裁判長氏名が報じられる。裁判長とは原則的に部総括判事である(下級裁判所事務処理規則五条二項)。裁判官は各裁判所のいずれかの部に所属する。たとえば、東京

地裁民事第一部には五人の裁判官が所属している。このうちの一人が「部の事務を総括する」裁判官、すなわち部総括判事である。これは裁判官にとってやりがいを感じる魅力的なポストになっている。⁽¹⁾

ある部に所属する裁判官たちのうちでだれを部総括判事にするかは、「毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者とする」(下級裁判所事務処

理規則四条三項)と定められている。司法年度は一月一日にはじまり一二月三十一日に終わる。従って、毎年一月一日付で最高裁は個々の高裁、地裁、家裁ごとに部総括判事を指名する。⁽²⁾

そこで本稿は、二〇二二年一月一日付で地裁・家裁の部総括判事に指名された三四四人を分析対象として、部総括判事ポストの「個性」を把握することを目指す。

1 地裁・家裁の部総括判事になるには何年かかるのか

裁判官は任官後一〇年は判事補であり、たいていはその後再任されて判事になる。本稿が対象とする三四四人の裁判官は任官して平均で何年目に部総括判事の指名を受けているのか。表一は三四四人それぞれが地裁あるいは家裁の部総括判事にはじめて指名されるまでの所要年数を高裁管内ごとに集計したものである。所要年数の合計を部総括判事数の合計で割れば、平均所要年数が算出される。それによれば、任官後

表1：地裁・家裁部総括判事の
指名までの所要年数

高裁管内	部総括判事数	地裁・家裁部総括判事 指名所要年数合計
東京	136	3185
大阪	80	1736
名古屋	31	703
広島	17	362
福岡	40	868
仙台	16	313
札幌	15	316
高松	9	198
合計	344 (a)	7681 (b)
平均	(b) / (a)	22.3

参考文献・URL ②⑥⑦を参照して筆者作成。
以下の表はすべて同じ。

平均で二二・三年目に部総括判事に指名されて
いる。

彼らのうちで、「出世」が早い弁護士任官
者（三四四人中一人）を除いて最も早く部
総括判事に指名されたのは永渕健一（四二
期・一九九〇年任官）である。任官一四年目の
二〇〇三年四月にその指名を受けて高知地裁部
総括に就いている。ただ、部総括指名が早い裁
判官がエリート裁判官とは限らない。エリート
裁判官は裁判現場を離れて、最高裁事務総局の
司法行政ポストや法務省に出向して訟務検事や
同省の幹部ポストなどを歴任する。なので、部
総括判事になる機会が遅くなるためだ。ちなみ

に、大谷直人最高裁長官（二九期）は任官から
二五年目の二〇〇一年四月によく部総括判
事に指名され、東京地裁部総括に就いている。

反対に部総括指名まで最も時間がかかったの
は、いずれも任官三一年目の今井攻（三七期）、
吉田尚弘（四一期）、今岡健（四二期）、および
濱口浩（四二期）である。今井は東京家裁立川
支部の、ほかの三人は東京地裁立川支部の部総
括判事によくやく就いた。全員が支部勤務であ
ることを考えあわせると、彼らはなんらかの理
由で「出世」に縁遠かった裁判官といえよう。

2 高裁管内別に地裁・家裁 部総括判事ポストを分析する

次に、本稿が対象とする三四四人が当該地裁・
家裁の部総括に到達するには何年を要している
のか、その平均年数を算出する（〈年数A〉）。
加えて、各裁判官がはじめて部総括の指名を受
けるまでの平均年数（〈年数B〉）も検討する。〈年
数A〉と〈年数B〉の数値が近ければ近いほど、
その地裁・家裁の部総括ポストは当該ポストが
はじめての部総括就任である裁判官が多いポス
トになる。さらに、〈年数A〉〓〈年数B〉の
者は当該ポストがはじめて部総括の指名を受け

て就いたことを意味する。この者を本稿では「新
人」部総括とよぶ。

また前述のとおり、〈年数A〉が短いポスト
は「出世」が早いエリートが多く就いているポ
ストであることを必ずしも意味しない。むし
ろ、経験の比較的浅い判事にも任せられる「軽
量」ポストとも考えられる。一方、〈年数A〉
が三〇年前後のポストは「出世」に恵まれな
かった裁判官がよくやく部総括の「箔」をつける
ポストとみなすべきだろう。

高裁管内別に地裁・家裁ごとに〈年数A〉、〈年
数B〉、さらに「新人」部総括数を算出した結
果が表2、表9である（次頁以降）。

◆考察

高裁管内の高裁所在地地裁の部総括判事のう
ち、仙台、札幌、高松の合計一六人は全員が〈年
数A〉〓〈年数B〉である。つまり、当該高裁
管内最上位の高裁所在地地裁の部総括判事はみ
な「新人」部総括なのである。これらに対して、
東京五一人中二四人、大阪四一人中一七人、名
古屋一六人中六人、広島六人中四人、そして福
岡一〇人中一人が〈年数A〉〓〈年数B〉であ
った。福岡地裁部総括にはほとんどがすでに部
総括経験のある者が就いているのである。一方

表2 東京高裁管内

地裁・家裁	部総括判事数	〈年数 B〉	〈年数 A〉	「新人」部総括数	備考
東京地裁	51	23.7	26.0	24	
同立川支部	7	28.7	29.3	6	
東京家裁	8	22.8	27.3	1	
同立川支部	1	31	34	0	
横浜地裁	15	23.6	27.1	6	弁護士任官2人
同川崎支部	1	33	33	1	
同小田原支部	1	25	26	0	当該部総括の指名日不明
横浜家裁	2	22.5	24.5	1	
さいたま地裁	11	20.6	27.4	1	
同川越支部	1	28	28	1	
さいたま家裁	2	20.5	31	0	
千葉地裁	10	22.8	27.7	1	
同松戸支部	1	33	33	1	
千葉家裁	2	24.5	33	1	
水戸地裁	4	19.5	21.3	2	弁護士任官2人
宇都宮地裁	3	22.3	26	1	
前橋地裁	4	23.8	26.8	2	
静岡地裁	3	22	25.3	2	
同沼津支部	1	23	27	0	
同浜松支部	1	19	19	1	
甲府地裁	2	27	27	2	
長野地裁	2	20	23	2	
新潟地裁	3	18.3	19.7	2	弁護士任官1人
合計	136 (a)	23.4	26.6	58 (b)	
(b)/(a) (%)				42.6	

表3 大阪高裁管内

地裁・家裁	部総括判事数	〈年数 B〉	〈年数 A〉	「新人」部総括	備考
大阪地裁	41	21.9	24.6	17	
同堺支部	3	22.7	26.7	1	
大阪家裁	6	24.5	29.5	1	
京都地裁	10	20.9	26.7	3	
京都家裁	1	28	28	1	
神戸地裁	9	18.8	25.2	2	弁護士任官1人
同姫路支部	1	16	29	0	
同尼崎支部	2	26.5	30.5	1	
神戸家裁	1	28	31	0	
奈良地裁	2	21	24.5	1	
大津地裁	2	20	24.5	0	
和歌山地裁	2	19.5	22	1	
合計	80 (a)	21.7	25.7	28 (b)	
(b)/(a) (%)				35.0	

表4 名古屋高裁管内

地裁・家裁	部総括判事数	〈年数 B〉	〈年数 A〉	「新人」部総括	備考
名古屋地裁	16	21.5	24.9	6	
同岡崎支部	1	26	26	1	
名古屋家裁	3	25	31	1	
津地裁	2	24	24	2	
岐阜地裁	3	25	25	3	
福井地裁	2	20	20	2	
金沢地裁	2	23.5	23.5	2	
富山地裁	2	24	24	2	
合計	31 (a)	22.7	25.0	19 (b)	
(b)/(a) (%)				61.3	

■ 裁判所ではなく裁判官ポストに注目する 西川伸一

表5 広島高裁管内

地裁・家裁	部総括判事数	〈年数 B〉	〈年数 A〉	「新人」部総括	備考
広島地裁	6	23	24.7	4	
山口地裁	2	19	13.7	1	弁護士任官1人
岡山地裁	5	19.2	19.2	5	弁護士任官1人
鳥取地裁	2	20	20	2	
松江地裁	2	25	25	2	
合計	17(a)	21.3	22.1	14(b)	
(b)/(a) (%)				82.4	

表6 福岡高裁管内

地裁・家裁	部総括判事数	〈年数 B〉	〈年数 A〉	「新人」部総括	備考
福岡地裁	10	21.2	25.5	1	
同久留米支部	1	25	25	1	
同小倉支部	5	20.6	21.2	4	弁護士任官1人
福岡家裁	2	17	23	1	弁護士任官1人
佐賀地裁	2	20	22	1	
長崎地裁	2	20	22	1	
同佐世保支部	1	21	21	1	
大分地裁	3	23.3	23.3	3	
熊本地裁	4	25.5	29	1	
鹿児島地裁	4	23	24.5	3	
宮崎地裁	3	22.7	22.7	3	
那覇地裁	3	20.3	20.3	3	
合計	40 (a)	21.7	23.9	23 (b)	
(b)/(a) (%)				57.5	

表7 仙台高裁管内

地裁・家裁	部総括判事数	〈年数 B〉	〈年数 A〉	「新人」部総括	備考
仙台地裁	6	22.3	22.3	6	
福島地裁	2	22.5	22.5	2	
山形地裁	2	20	25	1	
盛岡地裁	2	23	27.5	1	
秋田地裁	2	24.5	24.5	2	
青森地裁	2	22	22	2	
合計	16 (a)	22.4	24.2	14 (b)	
(b)/(a) (%)				87.5	

表8 札幌高裁管内

地裁・家裁	部総括判事数	〈年数 B〉	〈年数 A〉	「新人」部総括	備考
札幌地裁	8	21.9	21.9	8	
札幌家裁	1	21	21	1	
函館地裁	2	19	19	2	
旭川地裁	2	19.5	19.5	2	
釧路地裁	2	21.5	21.5	2	
合計	15 (a)	21.1	21.1	15 (b)	
(b)/(a) (%)				100	

表9 高松高裁管内

地裁・家裁	部総括判事数	〈年数B〉	〈年数A〉	「新人」部総括	備考
高松地裁	2	24	24	2	
徳島地裁	2	25	25	2	
高知地裁	2	18.5	25	1	
松山地裁	3	21	21	3	
合計	9 (a)	22	23.4	8 (b)	
(b)/(a) (%)				88.9	

で、全国の地裁でトップに位置づけられる東京地裁の部総括判事で、半分近くが「新人」部総括である。これは東京地裁部総括が最高裁事務総局の司法行政ポスト歴任者や法務省出向者といったエリートに用意されるポストの性格を備えているためであろう。彼ら二四人のうち二〇人がそれに該当する。

高裁所在地地裁以外の地裁部総括判事については、名古屋高裁管内と札幌高裁管内で全員(二〇人)が、広島高裁管内、高松高裁管内でそれぞれ山口、高知を除く全員(四二人)が〈年数A〉＝〈年数B〉であった。ということは、札幌高裁管内の部総括全員(一五人)が「新人」部総括によって占められているのである。高松高裁管内の部総括も九人中八人は「新人」部総括である。仙台高裁管内の部総括の場合一六人中一四人が「新人」部総括になっていた。逆に、東京、大阪、福岡の各高裁管内の「新人」部総括の比率は低い(順に四二・六%、三五・〇%、五七・五%)。東京高裁管内と大阪高裁管内の部総括ポストは「出世」の階梯に位置づけられていると考えられるので、この傾向は理解できる。他の高裁管内や当該高裁管内で部総括の経験を積んだ者が、両高裁管内いずれかの「花形」部総括ポストに就くのである。これに対して、福岡高裁管内をめぐっては、矢口洪一元最高裁長官が「九州(福岡高裁)は、いわゆるモンロー主義的などころがあり」(矢口述二〇〇四・二〇九)と語っていることがヒントになるのか。

ところで地裁・家裁の支部は全国に二〇三か所ある。表2、表9のとおり、それら支部の中で部総括の指名を受けた判事がある、言い換えれば部が置かれている支部は例外的である。その例外中の例外は東京地裁立川支部で七か部も置かれている。七か部以上ある地裁は東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、福岡、および札幌しかない。従って、東京地裁立川支部長の格付けは、支部長の中でも飛び抜けて高いものと推定される。その傍証として、部の数が少ない地裁・家裁所長から立川支部長への「降格」人事が五件⁽³⁾もある。

ただし、東京地裁立川支部部総括判事をみると東京地裁本庁の部総括判事よりも〈年数A〉で三・三年、〈年数B〉では三・〇年も遅れている。要するに「出世」に恵まれない裁判官が就くポストになっている。このように本庁部総括判事より支部部総括判事の方が〈年数A〉〈年数B〉ともに遅れている事例は、部総括判事がある一五支部のうち一〇支部でみられる。また、家裁・同支部部総括判事の〈年数A〉〈年数B〉が同地の地裁・同支部部総括判事のそれらより遅れているのは、一家裁・支部のうち六家裁・支部であった。もつとも地裁支部部総括と家裁・同支部部総括に指名される裁判官自体が少ない(二六人と二九人)ので、確定的な傾向を指摘することはできない。

おわりに

本稿は二〇二一年一月一日付で地裁・家裁の

部総括判事に指名された三四四人のみを分析対象とした。ゆえに、上記で考察した各部総括判事ポストの「個性」は暫定的なものにとどまる。それでも、部総括判事ポストにもやはり軽重があること、それと連動して高裁管内ごとに特徴があることは推測されよう。対象裁判官数を大幅に増やして、これら推測を説得的に根拠づけることが次なる課題である。

〔注〕

(1) 元裁判官の森野俊彦(二三期)は、この点を次のように記している。「裁判官は誰もが、所長になれなくても裁判長にはなりたいと思うものである。それは出世欲というものとは異質の願望であり、よき裁判をする営みを続けるなかで、忽然と沸いてくるものである。私も(略)同期や後輩の裁判官が次々と部総括になっていくのを横目にみながら、そのうち自分も思うことがたびたびあった」(二三期・弁護士ネットワーク 二〇二一・二九一)。逆に言えば、人事当局は裁判官統制の手段として部総括判事のポストを「活用」する。官僚裁判官制度に抗った安倍晴彦(一四期)がようやく部総括判事の指名を受けたのは、任官して約三四年後で定年退官の約二年前のことであった。しかも東京家裁八王子支部(現・立川支部)の部総括である。「家裁の普通の裁判には合議がないから、私は、生涯、合議の裁判長のポストについたことがないことになる」(安倍二〇〇一・二一七・二一八)。

(2) 指名者のリストは毎年一月下旬の『官報』に記載される。二〇二一司法年度の場合、一月二〇日付『官報』の一〇〇一頁に掲載された。

(3) 柴田寛之(二九期)・釧路地家裁所長
↓二〇〇八/三/三一東京地家裁八王子支部長・二〇〇九/四/二〇同立川支部長、土肥章大(二九期)・鹿児島地家裁所長↓二〇一〇/六/一一東京地家裁立川支部長、山田俊雄(三二期)・函館地家裁所長↓二〇一二/七/二四東京地家裁立川支部長、浜秀樹(三四期)・釧路地家裁所長↓二〇一四/六/六東京地家裁立川支部長、深見敏正(三四期)・徳島地家裁所長↓二〇一五/一/二八東京地家裁立川支部長。東京地家裁八王子支部は二〇〇九年四月二〇日に同立川支部へ移転した。ちなみに、地家裁所長から八王子支部長への「降格」人事は前記の柴田以外にない。立川移転にともないこの支部長の地位が上がったと考えるべきだろう。

参考文献・URL

① 安倍晴彦(二〇〇一)『犬になれなかった裁判官』NHK出版。

② 『官報』二〇二一年一月二〇日付。
③ 西川伸一(二〇二〇A)『増補改訂版 裁判官幹部人事の研究』五月書房新社。

④ (二〇二〇B)『高等裁判所部総括判事の人事をめぐる一考察』『法学研究』第九三巻第一号。

⑤ 23期・弁護士ネットワーク(二〇二一)『司法はこれでもいいのか』現代書館。

⑥ 新日本法規「裁判官検索」(https://www.sn-hokico.jp/judge_list/)

⑦ 「弁護士山中理司のブログ」(<https://yamanaka-bengoshi.jp/>)

⑧ 矢口洪一述(二〇〇四)『矢口洪一オラール・ヒストリー』政策研究大学院大学。

(にしかわ・しんいち/明治大学教授)

西川伸一 著

明治大学教授・政治学

政治学3部作

オーウェル「動物農場」の政治学
四六判 204頁 定価1800円+税

城山三郎「官僚たちの夏」の政治学
——官僚制と政治のしくみ
四六判 236頁 定価2000円+税

覚せい剤取締法の政治学
——覚せい剤が合法的だった時代
四六判 235頁 定価2200円+税

ロゴス TEL03-5840-8525